第３章　県の対応の経過
（旧ＲＤ社の破産手続開始から一次対策工事の実施合意まで）

１　旧ＲＤ最終処分場問題対策委員会（平成 18 年（2006 年）12 月～平成 20 年（2008 年）３月）

（1）対策委員会の概要

県は、旧処分場から発生する諸問題については、原因者である旧ＲＤ社に是正させるとの基本姿勢で、改善命令等を発してきたが、旧ＲＤ社が経営破綻した厳しい事態を受け、廃棄物処理法の主旨に基づき対応策を検討するため、学識経験者、地域住民の代表、栗東市職員で構成し県を事務局とする「ＲＤ最終処分場問題対策委員会（以下「対策委員会」という。）」を設置した。

【対策委員会の概要】

目　　的	旧処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、対応策を調査検討する。
設置時期	平成 18 年（2006 年）12 月から平成 20 年（2008 年）３月まで（15 回開催） ※　平成 20 年（2008 年）４月に委員会報告（答申）を知事に提出
組　　織	委員 18 名（地域住民の代表５名、学識経験者 12 名、栗東市職員１名） ※　オブザーバーとして、環境省近畿地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課、（財）産業廃棄物処理事業振興財団が参加

【委員名簿】　※職名は当時のもの

役職	氏名	分野	職名	部会員
	池田　こみち	環境計画	（株）環境総合研究所常務取締役副所長	
	乾沢　亮	栗東市	栗東市環境経済部長	
	江種　伸之	土壌・地下水	和歌山大学システム工学部准教授	○
委員長	岡村　周一	行政法	京都大学大学院法学研究科教授	
	尾崎　博明	廃棄物処理	大阪産業大学工学部教授	○
	梶山　正三	環境保全	弁護士	
	勝見　武	地盤工学	京都大学大学院地球環境学堂准教授	○
副委員長	木村　利兵衛	住民代表	（栗東市推薦）	
	島田　幸司	環境経済	立命館大学経済学部教授	
	清水　芳久	環境衛生工学	京都大学大学院工学研究科附属 流域圏総合環境質研究センター教授	○
	高橋　宗治郎	産業経済	滋賀県経済団体連合会会長	
	竹口　正敏	住民代表	（栗東市推薦）	
	田村　隆光	住民代表	（栗東市推薦）	
	當座　洋子	住民代表	（栗東市推薦）	
	早川　洋行	社会学	滋賀大学教育学部教授	
副委員長	樋口　壯太郎	環境工学	福岡大学大学院工学研究科教授	○
	山田　宏治	住民代表	（栗東市推薦）	
	横山　卓雄	地質学	同志社大学理工学研究所名誉教授	○

（参考）

・委員総数 18 名〔内訳〕(1) 栗東市長が推薦する住民　　５人
(2) 学識経験者　　12 人
(3) 栗東市長が推薦する市職員　１人

・専門部会６名　（学識経験者の中から委員長が指名する理工学的事項の専門的な知識を有する者）



第３回対策委員会（滋賀県庁で開催）



第 11 回対策委員会（栗東市立中央公民館で開催）

対策委員会は、平成 18 年（2006 年）12 月～平成 20 年（2008 年）３月に 15 回開催され、県および栗東市が行ってきた各種調査結果に基づき旧処分場の現状評価を実施し、生活環境保全上の支障等の考え方やその除去等（以下「支障の除去等」といいます。）に関する対応策を検討した。これと並行して対策委員会の検討内容の理工学的事項について専門的な検討を行うため、対策委員会に専門部会を設置した。同部会は、平成 19 年（2007 年）３月～11 月に７回開催され、旧処分場の現状評価や対応策について技術的で専門的な検討を行った上で、その検討結果をその都度対策委員会に報告している。

対策委員会および専門部会は公開により行い、延べ 271 人の傍聴があった。その中でも、第 11 回対策委員会は栗東市立中央公民館大ホールで開催され、住民 115 人が同回で実施された意見聴取に参加した。

（2）対策委員会での議事

対策委員会では、県および栗東市の既往の調査に加え、追加調査として平成 19 年５月から８月にかけて旧処分場のボーリングを行い、廃棄物の埋立状況を確認したほか、処分場周辺の地層構成等を把握した。そのうえで、廃棄物処理法上の生活環境保全上の支障またはその生じるおそれを整理し、生活環境保全上達成すべき目標を定めるとともに、支障の除去等の基本方針および対策工法について議論した。ボーリングでは、旧処分場に埋め立てられた廃棄物が 72.6 万㎥あり、許可容量である 40 万㎥を超過していることがわかった。（なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、この調査以前には旧ＲＤ社が埋め立てた廃棄物が許可容量を超過しているか否かはほとんど議論がなかったと述べたが、平成３年度には既に住民から県に旧処分場外で埋め立てを行っているとの通報があったほか、平成 16 年２月には住民から知事に許可容量超過に関する指摘がなされている。（第２章３(1)参照。）

支障の除去等に関する対応策については、廃棄物（特定有害産業廃棄物、特定有害産業廃棄物以

外の不適正処理された廃棄物およびこれらに汚染された土壌）を全量撤去したうえで残った土砂を場内に埋め戻す工法（Ａ－２案）と有害な廃棄物のみ撤去し処分場周囲の遮水および地下水・浸透水の揚水による浄化を行う工法（Ｄ案）のいずれかを支持する委員が大多数であったが、最終的に18名の委員のうち最多の８名が推奨したＡ－２案を推奨案として答申した。

なお、平成18年度から平成19年度までの間、県は財団法人産業廃棄物処理事業振興財団と責任追及、処分場の調査方法、産廃特措法の適用の可否等について協議しているほか、平成20年３月には対策委員会の答申のまとめ方についても協議している。同財団と答申内容について協議していたことについて、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他の不適正処理事案の状況も把握している財団からアドバイスを聞くことを目的としていたと述べた。

(3) 答申の概要

平成20年（2008年）４月９日、ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）が、岡村周一委員長から知事に提出された。その主な内容は次のとおりであった。

【答申の主な内容】

1　処分場の現状把握

廃棄物の埋立ての状況、地質等の状況、浸透水の状況、地下水の状況、ガス・地温の状況、焼却炉内の状況

2　生活環境保全上の支障またはその生じるおそれ

- 社会生活を送るうえでの支障のおそれについて
- 処分場西市道側法面の崩壊による支障のおそれについて
- 廃棄物の飛散・流出による支障のおそれについて
- 汚染地下水の拡散による支障のおそれについて
- 処分場内の有害ガス生成による支障のおそれについて
- ダイオキシン類を含む焼却灰の飛散による支障のおそれについて

3　ＲＤ最終処分場における支障の除去等の基本方針

(1) 地域住民との連携を強化し、互いの合意と納得が得られるようにして問題解決に当たることをすべての対策の大原則とする。

(2) 旧処分場からの生活環境保全上の支障またはそのおそれ（以下「支障等」という。）を除去するため、効果的で合理的かつ経済的にも優れた対策工を実施し、ＲＤ最終処分場問題を早期に解決する。

(3) 旧処分場からの支障等を除去するための対策工は、廃棄物処理法に基き事業者等に措置命令を発し当該事業者等にその是正が見込めない時に、滋賀県が代執行事業として実施する。

(4) 対策工は、支障等の除去または支障等の素因の除去、対策工の成果確認のためのモニタリングおよび対策工実施による二次被害防止のための影響監視とする。

(5) 対策工の実施にあたっては、周辺住民の生活環境を保全するための措置を講じる。

(6) 対策事業は、周辺住民の生活環境を保全するまでに時間を要するため、現在生じている支障の状況を踏まえて、緊急的な対策、恒久的な対策に分けて実施する。

(7) 対策工の終期は、法令上の「安定型最終処分場廃止基準を満足する状態」を目標とし、対

策工の実施後に支障等が認められず、かつ、将来においても支障等を生じないことが確認できる時期を原則とする。

(8) 対策工は処分場の廃棄物の種類、性状のみならず地域状況や地理的条件に十分配意して支障等の除去の実行性や確実性を担保するとともに、産廃特措法ならびに廃棄物処理法に定める支援を受けることが、対策工の計画的で円滑な実施につながる。

4　対策工法について

旧処分場において適用可能な対策工法として、A案～E案の７案を取りまとめた。

このうち、A－１案・A－２案が廃棄物の全量撤去、B－１案・B－２案・C案・D案・E案が現位置での浄化・一部掘削撤去とする案であった。

5　旧処分場において実施されるべき対策工について

対策工実施の基本方針を踏まえ、対策工７案について慎重な議論および審議を行った結果、第14回委員会において委員長を除く出席者11名の過半数である７名の委員がA－２案を支持したため、A－２案をもって本委員会の推奨すべき案とした。

※　第14回委員会を欠席していた委員も含め、各案の支持状況は次のとおりであった。
A－２案８名、D案７名、E案１名、A－２案またはB－２案１名、推奨案なし１名

※　A－２案は、廃棄物全量撤去＋埋戻し（処理土再利用）＋焼却炉の解体撤去を内容とする案であり、D案は、原位置での浄化処理（B－１案・B－２案・C案のいずれか）＋有害な物質の掘削除去を内容とする案であった。

(4) 答申を受けた旧ＲＤ社への措置命令

対策委員会が平成20年（2008年）４月９日に知事に提出した答申の「ＲＤ最終処分場における支障の除去等の基本方針」では、対策工事は廃棄物処理法に基づく措置命令を事業者に発し、当該事業者等にその是正が見込めない時に、県が代執行事業として実施することとされた。

そこで県は、旧ＲＤ社および元代表取締役に対し、埋立廃棄物の飛散流出措置防止や埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれの防止を求めた措置命令を発出した。

措置命令の内容および理由

1　措置対象の場所

滋賀県栗東市小野７番地１ほか33 筆に設置された産業廃棄物最終処分場

2　措置事項

(1) 上記１の場所から埋立廃棄物等が飛散流出しないよう措置を講じること。

(2) 上記１の場所の埋立廃棄物で汚染された浸透水により周辺地下水が汚染されるおそれを防止する措置を講じること。

(3) 上記１の場所において発生している高濃度の硫化水素ガス等について、悪臭発生等を防止する措置を講じること。

(4) 上記１の場所における使用が廃止された焼却炉から、残存および付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれを防止する措置を講じること。

3　命令を行う理由

(1) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、法面が一部覆土されておらず、また急勾配になっており、法面の崩壊等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある。また、処分場内に覆土が実施されていない区域があり、表面浸食等により埋立廃棄物が飛散流出するおそれがある。このことについては、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

(2) 上記1の場所において行った産業廃棄物の埋立処分について、安定型産業廃棄物以外の産業廃棄物が埋立てならびに混入していることは、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、浸透水の汚染が認められる。また、汚染された浸透水が周辺地下水に汚染を生じさせるなどの周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

(3) 産業廃棄物の埋立処分を行った上記1の場所において、硫化水素ガス等の高濃度の発生が認められ、悪臭による支障が生じるおそれがあることについては、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺環境保全上の支障が生じるおそれがあるため。

(4) 上記1の場所における使用が廃止された焼却炉について、一部損壊して完全に密閉されておらず、また今後のさらなる老朽化等により、残存、付着している燃え殻およびばいじんが飛散流出するおそれがあることについては、法第12 条に定める産業廃棄物処理基準に適合しておらず、周辺生活環境保全上の支障を生じさせるおそれがあるため。

また、県は、旧ＲＤ社が不適正処分を行っていた時期に旧処分場の埋立担当であった役員２名に対しても、同様の措置命令を発出した。

２　実施計画策定の基本方針の公表から予算計上見送りに至るまで（平成 20 年（2008 年）５月～平成 21 年（2009 年）２月）

(1)「原位置浄化策」の提示

県は、平成 20 年（2008 年）５月 11 日、栗東市立中央公民館大ホールにおいて「ＲＤ最終処分場問題対策委員会委員会報告（答申）にかかる住民との意見交換会」を開催した。この会には栗東市内外から 108 名が参加し、県からは知事が出席した。

意見交換会では、当時の県（知事）の対策に不安を抱く出席者も多く、次のような意見が出た。（意見の一部を掲載する。）

・知事として、不適正処理された廃棄物について封じ込めるのではなく全量撤去することを言明されたい。

・飲み水は栗東市だけでなく野洲、守山の住民も利用している。地下水が琵琶湖に入ることも考えられるため、近畿一円の方が関心を持っており、正しい、安心できる解決を求める。

・対策工法のうち、Ｄ案はあいまいであり、特に有害物の撤去について明確ではない。また安定化までの期間が不明確であり、永久に監視を続けなければならないとする学者もあり、有害物が残ることで将来に禍根が残る。Ａ－２案をベースとする全量撤去の対策工を選定してほしい。

・安定型品目以外の廃棄物を安定型処分場にそのまま放置すれば、行政で決めたことを自ら犯すことになる。

・県全体で安定型処分場は 26 箇所あり、県全体で適正にしようとすると数千億円単位で費用がかかる。知事には全県的なガバナンスでこの問題を捉えてほしい。

・産廃特措法が平成 24 年度（2012 年度）で失効することは問題であり、特措法の延長や新たな法律を作る運動が必要である。

その後、県は５月 15 日に原位置浄化策（Ｄ案）をベースとする実施計画策定（対策工選定）の基本方針を公表した。

【実施計画策定（対策工選定）の基本方針（概要)】

● 問題解決に向けた対策工選定の基本的な考え方

(1) 旧処分場から周辺への生活環境保全上の支障またはそのおそれを除去する対策を確実かつ着実に実施し、ＲＤ問題を 1 日も早く解決する。

(2) 対策委員会の報告書では、「ＲＤ最終処分場における支障の除去等の基本方針」を取りまとめており、当該基本方針をもとに、県として実施すべき対策工を選定し決定する。

● 県としての対策工の選定

(1) 対策工の概要

案	内　容	工期	トータルコスト
Ａ－１案	全量撤去（良質土埋戻）	16 年	408 億円
Ａ－２案	特定有害産業廃棄物等全量撤去（処理土再利用）	13 年	243 億円
Ｂ－１案	全周遮水壁＋覆土（土質系）	３年	45 億円
Ｂ－２案	全周遮水壁＋覆土（シート系）	３年	52 億円
Ｃ案	バリア井戸＋覆土（シート系）	２年	36 億円
Ｄ案	Ｂ－１、Ｂ－２、Ｃ案のいずれか＋有害物質掘削除去		
Ｅ案	下流部遮水壁＋粘土層修復＋覆土（土質系）	４年	89 億円

※　なお、全ての案について焼却炉撤去または焼却灰除去の対策工がある。

(2) 対策工の選定

次の各案比較の結果、Ｄ案（Ｂ－１ベース）を基本に実施計画案を策定することとする。

（各案比較）　○：可　△：課題有り　×：不可

区　分	Ａ－２案	Ｄ案（B-1）	Ｄ案（B-2）	Ｅ案
住民同意	○	△	△	○
効果的合理的経済的	×	○	○	×
措置命令・代執行事業	×	○	○	×
対策工の構成	○	○	○	○
周辺影響	×	△	△	×
緊急対策・恒久対策	○	○	○	○
廃止基準のクリアー	○	△	×	△
実行性等の確保、支援	×	○	○	×

なお、具体的なＡ－２案の課題は次のとおり。

○　他に、効果的で合理的、かつ経済的な対策案が有る。従って、代執行事業になり得ない。

○　周辺地域に与える影響が著しい。

・　廃棄物の搬出車両（約 50 台／日）の交通渋滞、騒音、振動、排気ガス

・　廃棄物掘削に係る悪臭の発生

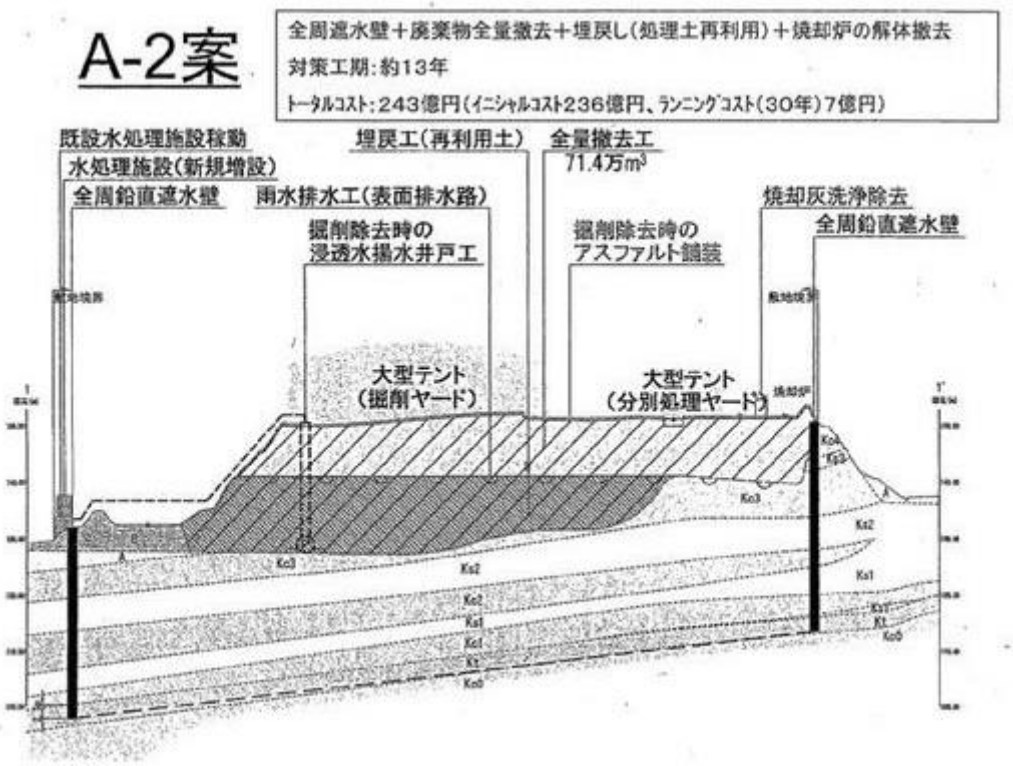
○　支障除去の実行性や確実性に劣る。

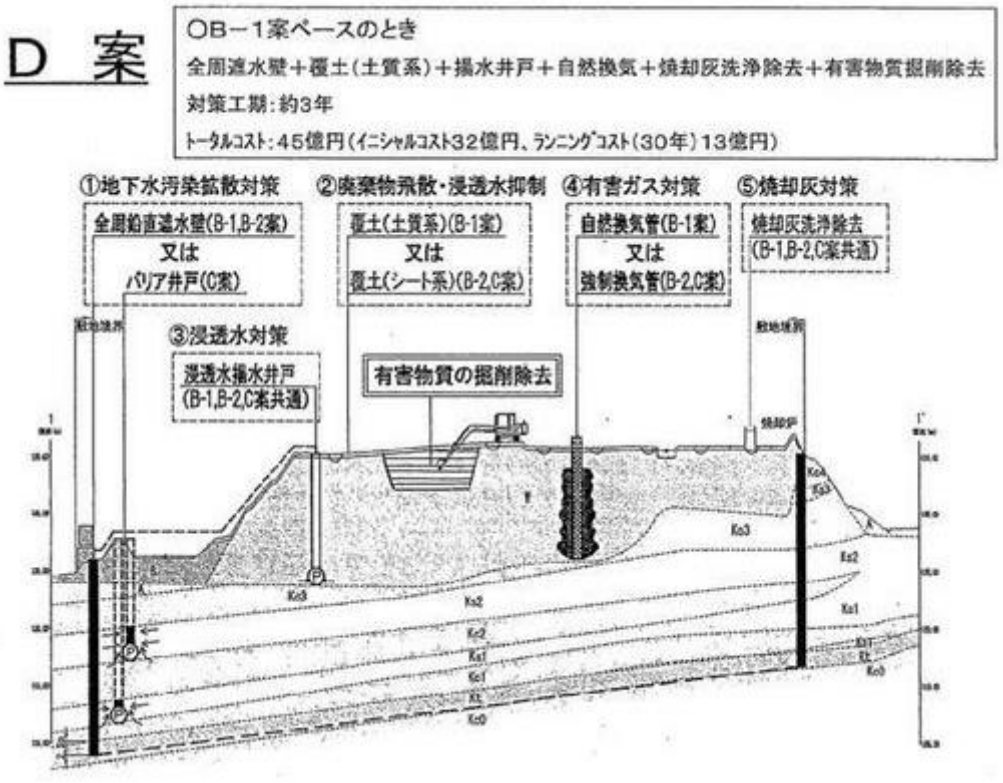
・　廃棄物の受入先の確保

・　掘削ヤードにおける大型テントの設置（基礎の支持力、強風対策等）

・　大型テント内の作業環境の確保

（参考）Ａ－２案およびＤ案のイメージ図





このとき県は、対策委員会推奨案であるＡ－２案の課題として、他に効果的で合理的かつ経済的な対策案（Ｄ案）があるため採用できないこと、廃棄物の搬出車両による交通渋滞や騒音振動による周辺地域への影響が大きいこと、廃棄物の受け入れ先の確保といった支障除去の実効性や確実性に劣ることを挙げている。また、いずれの方法を採ったとしても、対策工を代執行事業として実施するにあたっては県単独で費用を負担することが難しく、産廃特措法に基づく国の財政支援が必要であったが、Ａ－２案は産廃特措法が失効する平成 24 年度末までに事業を完了させることができないことも課題であった可能性がある。（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、Ｄ案を対策の基本とする実施計画の基本方針を策定したのは、技術的・経済的に合理的な対策案を県として検討した結果であると述べた。）

【コラム】廃棄物処理法における代執行事業

対策委員会の答申における基本方針において、支障除去のための対策工は廃棄物処理法に基づき滋賀県が代執行事業として実施するとされている。

廃棄物処理法に基づく行政代執行については、同法第 19 条の８において、支障の除去等の措置を命ぜられた者が措置を講じないとき等に、都道府県知事は自らその支障の除去等の全部または一部を講ずることができる旨規定されている。

また、同法第 19 条の５において、措置命令は法に定める基準に適合しない廃棄物の処分等を行った者に対し必要な限度において支障の除去等の措置を命ずることができる旨規定されている。

つまり、行政代執行として実施できるのは、第 19 条の５に基づき命じた支障の除去等の措置なのだが、ここでいう「必要な限度」の解釈は、「経済的にも技術的にも最も合理的な手段」を選択して措置を講ずるように命ずるべきとされている。一例として、浸出液により水質汚染が生じている場合には、遮蔽工事や浸出液処理施設によって生活環境保全上の支障等の発生を防止できるときは、まずその措置を講ずるように命ずるべきで、これらの方法によって生活環境保全上の支障等のの発生を防止できないときに初めて処分された廃棄物の撤去を命ずるべきと示されている。（行政処分の指針について（通知）（平成 17 年８月 12 日環廃産発第 050812003 号）より）

(2) 県と住民のやりとり（説明会の実施等）

県は、平成 20 年（2008 年）５月 28 日から 10 月 29 日までに、周辺７自治会（赤坂・小野・上向・北尾団地・中浮気団地・日吉が丘・栗東ニューハイツ）および合同対策委員会への説明会を行った。

回	時　期	内　容
１巡目	５月 28 日～ ６月 11 日	・　原位置浄化策（Ｄ案）の説明 ・　原位置浄化策（Ｄ案）を選定した理由説明 ・　意見交換
２巡目	８月６日～ ９月 21 日	・　１巡目の住民説明会における技術的な意見や質問に対する説明 ・　意見交換
３巡目	10 月８日～ 10 月 29 日	・　よりよい原位置浄化策（４本柱：「有害物除去」、「対策工事期間中の周辺生活環境への配慮」、「モニタリングと監視委員会」、「処分場土地の

		県有地化検討」）の説明 ・　有害物全量撤去案（Ａ２案）および粘土層修復案（Ｅ案）が実施できない理由の説明 ・　よりよい原位置浄化策に対する同意要請

原位置浄化策（D案）に対して、周辺住民から次のような厳しい意見が寄せられた。

・D案は基本方針の「地域住民との連携強化、合意と納得」の大原則にはずれているのではないか。
・県はD案ありきである。住民無視である。
・基本方針８項目に照らした各案比較表は県に都合のいい○△×である。
・早期に対策してほしいというベクトルは合っているが結論ありきである県のやり方が間違っている。
・全量撤去してほしい。そのためなら 13 年間我慢する。
・住民としては一体何があるのかわからないという思いが非常に強い。
・有害なものがいつまでも残るのは不安である。
・県と住民がどこの有害物をどう取るかを議論して最終決定できるような歩み寄りの方法しかないと思う。
・全量撤去はできないと言うが、ちゃんと指導しなかった県が悪い。報いである。

このような自治会からの意見を受け、県は対策工事の安全を確保するため、①有害物の除去、②対策工実施中の周辺環境への配慮、③処分場のモニタリングの実施、④処分場敷地の県有地化の４つの観点を盛り込んだ「よりよい原位置浄化策」を作成し、周辺自治会に対し同意を要請した。

(3) 予算計上見送り

平成 20 年（2008 年）12 月４日の記者会見で、知事は対策工事の実施にあたっては地元７自治会の合意と納得に加え栗東市の意見も大変重要であること、一般廃棄物の処分場があった時代から深くかかわっている栗東市に汗をかいてもらうのは自然な流れであることに言及した。また、同年 12 月 10 日の県議会一般質問で、今後栗東市および自治会と予定している協議の具体的内容について質問があった際は、今後の地元自治会との協議については、今まで以上に栗東市の果たす役割は大きくなると考えると答弁した。（過去県に在籍した職員への聞き取りでは、他自治体の産業廃棄物不適正処理事案において市長や町長が対策工事実施に係る決断をしたことで進展があった事例もあり、県以上に住民に近い栗東市の意見を聞く目的があったと述べた。）

平成 21 年（2009 年）１月 16 日に栗東市長から知事に対し、次の事項について早急に回答するよう文書により要望があり、県は１月 21 日付けで文書により回答した。

【栗東市の要望事項と県からの回答】

○周辺7自治会の合意と納得を得るための行動計画を示されたい。

→現時点ではすべての自治会から同意をいただいているわけではありませんが、今後とも引き続き、自治会の協力を得て同意いただけるよう努力します。貴市の協力がいただけますようお願いします。

また自治会とは、双方協議の上、覚書を締結します。また、対策工や詳細設計に関する説明会等を開催します

○　全量撤去案（Ａ２）・粘土層修復案は廃掃法及び産廃特措法の適用が受けられないとする理由並びに対策工として採用出来ない理由を明確に説明されたい。

→廃棄物の不適正処分等により生活環境保全上の支障またはそのおそれの除去（以下「支障の除去等」という。）を行う必要があると認められるときは、県は、廃棄物処理法に基づいて、事業者等に是正を求める措置命令を発出し、是正措置が講じられる見込みがない場合は、事業者

等が行う是正措置の全部または一部を代執行事業として行い、あわせて、産廃特措法に基づく財政支援が受けられます。

この県が事業者等に命じる措置命令は、支障の程度および状況に応じその支障を除去し、または、発生を防止するために必要であり、かつ経済的にも技術的にも最も合理的な手段を選択して措置を講じるよう命じなくてはならないとされています。

全量撤去案や粘土層修復案の手法についても産廃特措法に基づく支障の除去等の方法のひとつとして認められているものですが、ＲＤ処分場の事例においては、経済的、技術的な観点から県が考えております「よりよい原位置浄化策」が最も合理的な手段と判断されます。各対策案ごとの採用できない理由は次のとおりです。

① 全量撤去案（Ａ２）は、掘削ヤードにおける大型テントの設置や有害廃棄物の分別など技術的に大変難しい課題があり、加えて、工事中の悪臭や廃棄物の飛散など周辺環境に与える影響は大きく、経費的にも、原位置浄化策にくらべて多額となることは明らかです。さらに、廃棄物処理法に基づく措置命令を発する場合の妥当性を欠くなどの制度的な課題があります。

② 粘土層修復案ですが、修復箇所をしっかり特定するためには、掘削廃棄物の仮置き場を設置して廃棄物を全量掘削する必要があることから、全量撤去案（Ａ２）と同様に、技術的、制度的な課題や周辺環境に与える大きな課題があります。また、仮に、全量掘削しない方法を採用する場合は、特に、地下水汚染の拡散防止について対策工の成果を確認できる担保が無く、対策工施工後に地下水汚染が残った場合、これを修復することが大変難しいと判断しています。経費的には、ＲＤ最終処分場問題対策委員会のＥ案では、９０億円の経費が試算されているところです。さらに、廃棄物処理法に基づく措置命令を発する場合の妥当性を欠くなどの制度的な課題があります。

○　処分場の全容解明に係る詳細設計の範囲と内容について具体的に示されたい。

→本年度予算計上している詳細設計は、県が考えております「よりよい原位置浄化策」に必要な遮水壁、水処理施設、浸透水揚水井戸および自然換気管などの施設整備に関する詳細な設計を業務委託しようとするものです。この業務委託が完了しますと、具体的な対策工事に着手することができることになります。なお、昨年度に実施した設計では、対策工の概略数量を以下のとおりとしております。

①遮水壁　：最大深さ４０ｍ、延長９６０ｍ

②揚水井戸　：１０本

③自然換気管：２５本

また、住民の皆さんは、ＲＤ社によるドラム缶を始めとする違法な埋立に起因する有害物を大変心配されています。県としましては、このようなご心配を解消していくため詳細設計

において、ドラム缶等の有害物の調査を実施します。

この有害物調査は、処分場全体の高密度電気探査や、未調査区域を中心とした１０本程度のケーシング掘削調査を考えております。有害物調査も含め、詳細設計では、住民の皆さんのご意見をしっかりと調査に反映していくよう十分に配意して実施します。

○　有害物質の定義とその除去方法について具体的に示されたい。

→有害物の定義は、産廃特措法の基本方針に有害産業廃棄物として規定されております。有害産業廃棄物の定義ですが、特別管理産業廃棄物に該当する廃油、廃酸・廃アルカリ、廃 PCB 等、感染性産業廃棄物、廃石綿、石綿等、および特別管理産業廃棄物に相当するヒ素、水銀、ダイオキシン類などの 24 項目の有害物質が判定基準を超えて、溶出または含有する汚泥、ばいじん等が該当します。このような廃棄物がかたまって見つかった場合は、除去します。

処分場内の有害物除去は、平成１７年度の西市道側平坦部における掘削調査に引き続き、昨年２月に実施しました掘削調査により、あわせて２４０本を超えるドラム缶の除去を行いました。この違法な埋立は、本来は焼却炉で処分すべき廃油・廃酸や汚泥などを違法に埋立処分していたことが元従業員の証言などで明らかになっています。

このような有害物の除去対策としまして次のような３点の対策を考えており、１点目は、処分場を粘性土で覆土し、雨水を浸透させて汚染浸透水や地下水を水処理施設で処理し、有害物を除去する方法です。２点目は、詳細設計での高密度電気探査や、ケーシング掘削調査等を行い、かたまって存在する有害物が確認できた場合は、その範囲を特定した上で撤去を基本として対処することです。

さらに、対策工事の完了後は、水処理施設を稼働させるため、設置した処分場内の複数の揚水井戸を利用して水質の改善状況を分析・比較検討することとしておりますが、併せて有害物の存在を調査し、必要に応じてこれらの効果的な除去を図ります。分析・比較検討は、住民の皆さんにも協力いただき監視委員会を設置し、この委員会で検討していただくことが最も適切と判断しています。

○　処分場取得の時期と範囲、及び跡地活用について明確に示されたい。

→処分場土地の県有地化については、関係者や関係機関の協力を得て課題の解決を図り、対策工事の完了後において、速やかに県有地化を図ります。

跡地活用については、公益性があり、地域住民の皆さんに歓迎される活用を貴市と十分に協議します。

○　処分場の安定化までのプロセスとスケジュールを示されたい。

→処分場を安定化し、処分場土地の再利用を行っていくためには、廃棄物処理法に定める廃止基準をクリアーする必要があります。この廃止基準では、大きくは１３項目の基準が定められており、ＲＤ処分場においては、特に、地下水質の基準、浸透水の水質要件、処分場の地中温度要件およびガスの発生要件などを基準に適合させていく必要があります。

このため、廃棄物層に雨水を浸透させ浸透水や地下水を水処理施設で浄化していくことや、自然換気管を設置し、空気を流入させることにより有機物の分解を進め、嫌気分解によるガスの発生を防止していくことが必要となります。また、有害物を直接取り除き地下水等の汚染源を取り除くことも、処分場の早期安定化に繋がるものと考えています。

このような対策を対策工実施時やそれ以後のモニタリング監視時に監視委員会のご意見をもとに適切に講じることにより、処分場の安定化を図ります。

安定化に必要な期間は、燃え殻等が埋設されている管理型処分場の場合で平均１８年であり、最大でも３５年という調査結果（「最終処分場維持管理積立金に係る維持管理費用算定ガイドライン」による。）がありますが、１日も早く安定化が図れるよう努めます

○　遮水壁の安全性の確保と緊急時の対応について具体的に示されたい。

→ソイルセメント遮水壁は、地下水汚染の拡散を防ぐために設置するもので、このため処分場の全周に設置する必要があると考えています。遮水壁の耐震性、耐久性および遮水性については次のとおりです。

① 耐震性については、遮水壁は土中の構造物であり、壁の両側から土圧と水圧によって押さえられており、地上構造物に比べて地震時には破壊されにくいこと、また、遮水壁の材料等、配合を考慮することにより、地盤の動きに合わせて動くことによって損傷を受けにくくすることが可能と考えています。

② 耐久性については、ソイルセメントは３０年以上の実績があり、また、調査によりソイルセメントの強度が築造後２７年間経過してもなお上昇することが確認されており、このことから、通常のコンクリート構造物と同程度の５０年程度の耐久性があると評価されています。

③ 遮水性ですが、期間の経過とともに、ひび割れ等が生じるリスクは高くなりますが、処分場内の水位を周辺よりも下げ、浸透水等の流向を周辺から処分場内にすることによって、有害物質の流出を防止できるものと考えています。

したがって、遮水壁が破損した場合でも、有害物質が流出することはないものと考えております。また、モニタリング等により破損が疑われる状況が確認されれば、ただちに高密度電気探査や地下水追跡調査、ボーリング調査等によって破損箇所を特定したうえで、地盤改良等により破損箇所の修復を行います。

④ ソイルセメント遮水壁を施工するにあたっては、詳細設計において、現地の土を試験し適合する材料の配合設計を行い、確実な施工管理を行うことによって安全性を十分に確保します。

○　産廃特措法の延長についての県の考え方を明らかにされたい。

→ＲＤ処分場問題は平成１１年からの大変長期間におよぶ深刻な問題であり、１日も早く対策工を着実に実施することが県の使命と考えており、産廃特措法の期限内に事業が終了できるよう、現行法の期限に合わせて事業スケジュールを組むことが県の責任と考えています。

なお、昨年１１月に国に対して期限延長の要望を行いました。この要望は、住民の皆さんとの話し合いに要する期間を確保することや、対策工実施に当たり不測の事態による遅延の心配がありますことから、延長の要望を行ったものです。今後、仮に、産廃特措法が延長されたとしても、現在県が考えております支障除去等の事業内容が変更されるものでないと理解しています。

同年１月 28 日、栗東市議会においては、対策工（よりよい原位置浄化策）を産廃特措法に規定する実施計画策定の基本としていくことについて、総合的見地からやむを得ないと判断する旨の議決がなされた。なお、この議決には付帯決議が付された（全文は 160 ページ。）。

一方、県は、よりよい原位置浄化策に関する説明会を行い、11 月４日付けで周辺７自治会に同意要請の文書を送付したが、「よりよい原位置浄化策」に同意したのは１自治会のみであった。

このように、栗東市の同意は得たが、地元自治会の同意の状況が大変厳しかったことから、現時点で対策工を実施することは難しいと判断し、合意と納得に向け地元とさらに話し合いを尽くすこととして、対策工の平成 21 年度（2009 年度）当初予算計上を見送った。

なお、抜本対策の着手までにはある程度の時間が必要と考えられるが、その間の放置できない生活環境保全上の支障等について、平成 21 年度（2009 年度）に緊急対策を実施することとし、同年度当初予算には緊急対策工事、事業者責任追及、処分場施設管理および周辺環境影響調査に要する費用を計上した。

(4) 情報公開請求への決定に対する訴訟

平成 19 年 10 月に旧処分場周辺地域に居住する住民が、旧ＲＤ社元従業員から県が聴き取り調査を行った内容に関し情報公開請求を実施した。これに対し県は、旧ＲＤ社元従業員への聞き取り調査に関する書類のうち「当該職務に関する不適正処分に係る記述部分」については、公にすることで県の事務に支障を及ぼすとして非公開とした（以下「一部公開決定」という。）

このとき県は、旧ＲＤ社元従業員から証言、供述を得つつ、措置命令を発出できるか検討していたところであり、不適正処分に係る記述についてこの時点で公開すると以降の供述を得ることが困難になるおそれがあったことから非公開としたのだが、この決定に対し情報公開請求を行った住民は、一部公開決定を不服として異議申立てをしたため、県は情報公開審査会に諮問をした。

その後、県は旧ＲＤ社元代表取締役の刑事確定訴訟記録の調査結果に基づき措置命令の対象を決定したことから、非公開とした事由が消滅したことおよび、地元自治会から証言を公開してほしいと強く要請があったことを理由に、一部公開決定の８か月後に非公開とした部分を新たに公開した。また、一部公開決定に係る諮問については、非公開とした箇所を新たに公開したことにより申立ての利益が無くなったとして、同審査会への諮問を取り下げたうえで異議申立てを却下した。そのため、当該住民は平成 21 年２月に県が一部公開決定を行ったことおよび８か月間非公開部分を公開しなかったこと等を違法として、大津地方裁判所（以下「大津地裁」という。）に訴訟を提起した。

この訴訟について大津地裁は、県の主張には不合理な点がないこと等を理由に、平成 23 年９月 20 日に住民の請求を棄却している。

(5) 対策委員会委員との訴訟

対策委員会の一部の委員は、事務局による対策委員会の運営方法が特定の委員に不利な恣意的なものであるとの疑念を持ち、委員会の審議の場において疑義を呈することがあった。委員会の委員の１名は、この対策委員会を事例として取り上げ、学識経験者や一般住民が政策決定過程に関わる際の行政側の対応の問題点を明確化すること等に関する論文を執筆し、平成 21 年７月に滋賀大学環境総合研究センターが発行する学術研究誌で発表した。この論文においては、対策委員会における三つの事件として委員長の選任、会議の日程調整、Ａ－２案を支持する委員に対する技術的質問に係る連絡の不備の３つの事例を取り上げてその実情等についての見解が示されている。

この論文を受けて県は、滋賀大学に対し、論文に記述された３つの問題点は事実と異なる主張であるため検証をしてほしい旨の文書を提出したほか、委員本人に抗議文を送付し、その概要を県の

ホームページに掲載したところ、委員は県からの大学に対する検証の依頼等により学問の自由や名誉等を侵害されたこと等を違法であるとして、平成 22 年（2010 年）２月 17 日に大津地裁に訴訟を提起した。なお、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、委員への抗議や県ホームページでの公表は、この論文に対策委員会の他の委員の名誉に関わる内容が含まれており、県として対応する必要があると判断したためであると述べた。（県からの抗議において、当該論文で委員の名誉が棄損されているとの明確な記述はない。）

大津地裁は翌年１月 25 日に、学問の自由や名誉等を侵害されたとの委員の主張は採用できないとして請求を棄却したが、委員は大阪高等裁判所に控訴した。同年９月８日の高裁判決においては、地裁判決は相当として委員の控訴を棄却したが、一方で、委員が名誉感情を害されたであろうことは容易に推認できるものであるとも判示している（ただし、国家賠償法上の違法性については認めなかった。）。

３　緊急対策工事の実施と恒久対策に向けた話し合い（平成 21 年（2009 年）２月～平成 22 年（2010 年）８月）

(1) 緊急対策工事の実施

県は、平成 21 年（2009 年）４月 30 日にＲＤ最終処分場問題に関する周辺自治会長会議を、５月 29 日にはＲＤ最終処分場問題についての周辺自治会合同説明会を開催し、これまでの経過と平成 21 年度（2009 年度）予算の概要を説明するとともに今後の地元協議の進め方について意見交換を行った。その際、県は中立的な第三者を交えた協議の場の設置を提案したが、対策委員会が推奨する対策工法（Ａ－２案）とは異なる工法を取ろうとしている中で、第三者を交えた協議の場を設置しても同じような結果になるという意見が多く、合意には至らなかった。

その後、老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散防止等を目的とした緊急対策工事の実施に向け、県は９月４日に赤坂自治会、小野自治会、上向自治会、中浮気団地自治会、日吉が丘自治会および栗東ニューハイツ自治会によって構成されたＲＤ問題周辺自治会連絡会（以下「周辺自治会連絡会」という。）との話し合いを、11 月２日および同月 24 日には周辺自治会連絡会説明会を開催して説明および意見交換を行った。説明会では、比較的処分場に近傍の自治会を中心に解体工事中のダイオキシン類の飛散流出を懸念する意見があり、過去に焼却炉から発生したばい塵による被害があったことを理由として挙げる住民もいた。また、廃棄物の飛散防止を目的とした覆土については、恒久対策でないにもかかわらず覆土をすることで、今後県が廃棄物の掘削をしなくなるのではないかとの声も上がった。最終的に焼却炉の撤去については住民も同意したが、覆土を実施することについて合意に至らなかったため、結果として、緊急対策工事では実施しなかった（後述の二次対策工事で覆土は実施されることとなった。）。

このような話し合いを経て、県は、平成 22 年（2010 年）１月 28 日に焼却炉の解体撤去工事に、同年２月 16 日に既設水処理施設修繕工および下水道への接続工事等に、同月 17 日に仮設シート工等の工事に着手した。なお、詳細は工事編に記載している。

ア　焼却施設撤去

老朽化した焼却施設の倒壊によるダイオキシン類の飛散を防止するため、焼却施設（２基）の撤去を行った。（平成 22 年（2010 年）１月 28 日～７月 23 日）



南側焼却炉解体撤去前



南側焼却炉解体撤去後

イ　水処理施設修繕工

汚染地下水拡散の軽減を図るため、汚染浸透水等の浄化ができるように既存水処理施設の修繕を行った。(平成 22 年（2010 年）２月 16 日～６月 22 日)

ウ　その他緊急対策工事

仮設シート工、室内仮置廃棄物保管対策工、水路補修工、環境改善工を行った。(平成 22 年(2010 年）２月 17 日～８月 10 日)

(2) 恒久対策に向けた話し合い

周辺自治会と県は、緊急対策工事の実施に向けた準備や話し合いとともに、恒久対策に向けた話し合いを行ってきた。

周辺自治会連絡会は、平成 21 年（2009 年）５月 27 日に恒久対策として有害物の除去を求める旨の「ＲＤ安定型産業廃棄物最終処分場の対策工（有害廃棄物の除去）についての要望」を県に提出し、11 月 24 日には有害物の除去を基本として将来にわたり安全で安心できる対策工の実施を求める旨の「ＲＤ安定型最終処分場の対策工実施への基本要求」を取りまとめて県に提出した（「基本要求」は県ＨＰに掲載している。ＵＲＬは巻末資料２(10)に掲載。)。

県は、恒久対策の検討に際し、住民と話し合うとともに環境省および産業廃棄物処理事業振興財団と相談して助言を受けてきており、11 月 22 日には田島一成環境副大臣（当時）が来県して現地視察および地元住民との意見交換会を行った。意見交換会においては、地元住民から旧処分場への法的な規制に係る質問や有害物の除去に係る要望があったほか、副大臣からは産廃特措法の期限をどの程度延長する必要があるか等について発言があった。また、過去県に在籍した職員への聞き取りでは、副大臣の来県時に環境省から有害物を積極的に取り除くよう助言があったと述べた。

その後、県は「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」(以下このページでは『「県の対応」』という。全文は巻末資料２(3)に掲載）を取りまとめ、平成 22 年(2010 年）１月 23 日に開催した話し合い（環境省も出席）で周辺自治会に説明した。

ここでは、有害物（特別管理産業廃棄物相当および特別管理産業廃棄物相当ではないが土壌環境基準を超過するところ）をできる限り除去することを盛り込んだ対策工法を最終決定するための最後の調査として詳細な有害物調査等を行うこと、学識者による有害物調査検討委員会を設置すること、除去後になお残存すると考えられる有害物は浸透水等を揚水処理し浄化することを考えること、有害物調査の結果や有害物調査検討委員会からの助言を踏まえて周辺自治会と話し合い、県として

の対策工法を最終決定すること等を盛り込んでいた。

県は、周辺７自治会に対し３月までに「県の対応」に同意するよう求めたが、３月の時点で同意したのは２自治会にとどまったため、４月からは「ＲＤ最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」と題した周辺自治会代表者との話し合いの場を設け、話し合いを継続することとなった。「話し合い」は概ね月１回程度開催されており、出席者からは有害物の調査方法が適切であるか等の意見が度々出たものの、６月には、北尾団地自治会が同意して県と「ＲＤ最終処分場問題の解決に向けた今後の対応に関する確認書」を締結するとともに、周辺自治会連絡会が有害物調査に係る予算執行に同意した。８月には周辺自治会連絡会も県の対応に同意し、県と「ＲＤ事案の解決に向けての覚書」を締結した。(確認書および覚書は県ＨＰに掲載している。ＵＲＬは巻末資料２(10)に掲載。)

４　旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会（平成 22 年（2010 年）10 月～平成 24 年（2012 年）９月）

県は、有害物調査について周辺自治会の同意を得たことを受けて、有害物調査および対策工基本方針の検討にあたり、理工学的事項について専門的な意見を反映させるため、「旧ＲＤ最終処分場有害物調査検討委員会（以下「有害物調査検討委員会」という。）」を設置した。

有害物調査検討委員会は、平成 22 年（2010 年）10 月から平成 24 年（2012 年）９月までの間に８回開催され、廃棄物および地下水等の調査の実施ならびに調査結果の評価、支障の除去等に係る効果的かつ合理的な対策工基本方針の検討等について助言を受けた。特に、既往の調査結果は採水方法に問題があり地下水や浸透水の SS（懸濁物質）の値が非常に高く、観測井戸のたまり水やその下に溜まっている SS 分や土の影響をできるだけ受けないような形で採水しないと、分析結果から適切な評価ができないとの指摘を受け、それ以降の県の水質調査では、水中ポンプを使い井戸の孔内水量の 4 倍量程度汲み上げ水質（水温、pH、電気伝導度等）が安定したことを確認してから採水する方法に変更することとなった。

その後、有害物調査として、平成 22 年（2010 年）10 月から平成 23 年（2011 年）12 月にかけて一次調査を、平成 24 年（2012 年）１月から９月にかけて二次調査を実施した（有害物調査の内容については、廃棄物編第２章に記載している。）。

【委員会の委員】

氏　名（五十音順）	専門分野	所属等（委員会設置時点）
大嶺　聖	地盤工学	九州大学大学院　准教授
小野　雄策	廃棄物処理処分工学	日本工業大学　教授
梶山　正三	環境科学	弁護士、理学博士
大東　憲二	環境地盤工学、地下水工学	大同大学　教授
樋口　壯太郎	廃棄物工学	福岡大学大学院　教授

※　氏名五十音順

【委員会の開催状況】

回数	年月日	内　容
第１回	平成 22 年 10 月 30 日	・委嘱状交付 ・委員会設置要綱、委員長等選出について ・既存データおよび調査計画案の説明 ・調査計画案に対する周辺住民意見聴取
第２回	平成 23 年１月 23 日	・有害物調査（一次調査案）について

		・追加分析実施にあたっての考え方について ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第３回	平成 23 年３月 20 日	・有害物調査（一次調査）について ・今後のスケジュールについて ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第４回	平成 23 年６月 19 日	・一次調査結果について ・対策工の基本的な考え方について ・議事内容に関する周辺自治会からの質疑
第５回	平成 23 年８月 23 日	・一次調査の評価（案）について ・対策工の基本的な考え方（案）について
第６回	平成 24 年２月 12 日	・一次調査結果の評価について ・周辺地下水調査について
第７回	平成 24 年６月 17 日	・二次調査結果について ・二次対策工（案）について
第８回	平成 24 年９月 12 日	・二次対策工（案）について

有害物調査検討委員会では、「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」で定義された有害物である特別管理産業廃棄物に加え、土壌環境基準超過物ならびに一次対策工事で掘削除去の対象としたドラム缶、一斗缶およびドラム缶等から漏出した廃有機溶剤等の液状廃棄物が浸潤した廃棄物や土砂等（液状廃棄物浸潤土砂等）をまとめて有害物と定義した。

５　一次対策工事に係る合意と実施（平成 22 年（2010 年）７月～平成 24 年（2012 年）10 月）

(1) 一次対策工事に係る話し合いと合意

県と周辺自治会は、「環境省からの助言等を踏まえたＲＤ事案に関する今後の県の対応について」に係る説明後も、有害物調査の具体的方法等の話し合い、平成 22 年６月 28 日には環境省を、同年８月 24 日および９月８日には学識経験者を招いての意見交換や講演等を行った。また、対策工の基本的な考え方についても有害物調査検討委員会での議論を踏まえて話し合った。



平成 22 年８月 24 日　滋賀県と周辺自治会の皆さんとの話し合い



有害物調査検討委員会の梶山委員による勉強会（開催日時点は委員就任前）

有害物調査および対策工への県と周辺自治会の合意形成は長期にわたり、平成 22 年７月に県が有害物調査および対策工の今後のスケジュールについて説明してからも、有害物調査等に関する議

論のため月１回程度の頻度で話し合いが開催され、見直し後のスケジュールが発表されるまでに約１年かかった。県は、少しでも早く対策工に着手すること、産廃特措法が失効する平成 24 年度末までに対策工の実施計画を作成し同法に基づく財政支援を受けることを目指していたこともあり、平成 23 年（2011 年）６月に発表された見直し後のスケジュールでは、平成 24 年度末までに第一段階の対策工事を完了させ、平成 25 年度以降に第二段階工事を実施するという２段階に分けた対策工を実施することを提案した。

この見直し後のスケジュールに対し、県と周辺自治会は調査の詳細等については引き続き議論が必要な点はあるものの、概ね見直し後のスケジュールに基づいて調査と対策工を実施することで合意した。

これらの話し合いを経て、旧処分場における支障の除去等の工事は一次対策工事とそれ以降の対策工事に区分し、一次対策工事においてはこれまでの調査で確認されたドラム缶や医療系廃棄物、特別管理産業廃棄物等の掘削除去を行うこととなり、平成 23 年（2011 年）11 月 14 日、周辺６自治会と県が「ＲＤ最終処分場問題解決に向けた一次対策工事の実施にあたっての協定書」を、北尾団地自治会と県が「旧ＲＤ最終処分場一次対策工事に関する確認書」を締結した（協定書は 162 ページ、確認書は 163 ページ。）。

【コラム】産廃特措法とは

平成 15 年（2003 年）６月、平成 10 年（2008 年）６月以前に行われた不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、10 年間の時限立法として産廃特措法が制定された。環境省が平成 13 年に実施した調査では、全国で約 1,300 万㎥の廃棄物が不法投棄されたまま放置されていたのだが、このうち平成 10 年６月以前に不法投棄された廃棄物は、約 1,100 万㎥と大半を占めていた。また、国内最大級の不法投棄である青森・岩手県境における不法投棄事件では不法投棄された 82 万㎥の産業廃棄物の排出者の大半が首都圏の事業者であったこと、この原状回復の行政代執行を行うべき青森・岩手両県だけでは処理費用を負担しきれない等の理由により、都道府県等に対する財政的な支援を行う必要が高まってきており、こうした社会背景をもとに、都道府県等が自ら支障の除去等の事業を行う場合に必要な経費について国が支援措置を講ずることとされた。

この法律は、都道府県等が同法に基づく実施計画を策定し、環境大臣の同意を受けて実施する行政代執行事業（特定支障除去等事業）に対し、平成 25 年（2013 年）３月 31 日までの間、国が国庫補助および地方債の起債の特例等の支援を講ずるものであった。その後、都道府県等が同日までに特定支障除去等事業を完了させることが困難な事案があること、本事案を含め新たに都道府県等が支援対象とすることを希望している事案があることから、都道府県等が行う特定支障除去等事業を迅速かつ着実に完了させるため、平成 24 年（2012 年）に改正され、支援期間が平成 35 年（2023 年）３月 31 日まで延長された。

【このコラムの内容は参考文献⑫による。】

(2) 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業実施計画の策定

対策工に要する費用を確保するため、県は産廃特措法に基づく国の財政支援を受けて対策を行うこととし、一次対策に係る実施計画を策定した。実施計画では、旧ＲＤ社による不適正処分の経緯および様態を整理したうえで、生活環境保全上の支障の除去等事業を実施する必要があること

を示し、地元自治会との話し合いの中で固めた対策工法についてまとめられている。また、実施計画策定にあたって住民の意見等が反映されるための措置についても定めており、一次対策工事の実施にあたっての協定書等を取り交わしたことに加え、今後も引き続き周辺自治会との話し合いや、栗東市との意見交換を行うとともに、会議の公開やモニタリング結果等の情報の公開を行うことにより、自治会住民等の理解と協力の増進に努めることを明記している。

策定された計画は、平成 24 年（2012 年）６月７日付けで環境大臣の同意を受けたことで、県による対策事業に要する費用の大部分について国の財政支援（事業費の 90%の起債が認められ、その元利償還金の 50%が特別交付税として措置される）を受けられることとなった。

実施計画の策定にあたり、栗東市から平成 23 年（2011 年）12 月５日付けで次の意見が提出された。

【栗東市の意見】

① 対策工実施については、ＲＤ問題周辺自治会連絡会との協定書および北尾団地自治会との確認書を遵守すると共に、粉塵の飛散・悪臭・騒音防止等の周辺環境対策ならびに有害ガス等に対する安全対策を十分に講じること。

② 住民の不安解消のため、引き続き周辺自治会の合意と納得のもと、有害物除去及び地下水汚染の拡散防止等の恒久対策を早急且つ確実に実施すること。

③ 旧ＲＤ最終処分場跡地を早期に県有地化し、住民の安全・安心の確保に努めること。

実施計画は平成 25 年（2013 年）に二次対策工事を追加する形で変更（同年３月 26 日付け環境大臣同意）され、さらに平成 29 年（2017 年）に当初想定できなかった事由（大型の鋼材等、施工上支障となる廃棄物の出土）への対策等のため変更（同年 11 月 29 日付け環境大臣同意）されている。

(3) 一次対策工事の実施

平成 24 年（2012 年）８月から平成 25 年（2013 年）３月にかけて、生活環境保全上の支障等のうち、地下水の汚染拡散のおそれの一部を除去するために、生活環境保全上の支障等の原因となっている廃棄物および当該廃棄物により汚染された土砂であって一次調査の時点で東側焼却炉付近に存在することが確認できたものの掘削除去ならびに地下水汚染拡散軽減措置として既設水処理施設を活用した浸透水揚水処理を行うための井戸の設置等を実施した。なお、詳細は工事編第３章に記載している。

